

広島県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十六年十月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市焼山町字能登呂四六八番三地从先から 呉市焼山町字能登呂四六九番四地先まで	六・二〇〇 五・五〇〇	六・二〇〇 五・五〇〇	八五・〇〇	八五・〇〇	拡幅